令和９・10年度物品等競争入札参加資格審査申請に係るＱ＆Ａ

※申請要領のページ数を指している箇所については、紙申請用の申請要領の目次を指しています。

No	区分	よくあるお問合わせ	回　　答
1	申請全般	昨年度にもらった様式で申請してよいか。	最新の「令和９・10年度用」の様式を御使用ください。
2	申請全般	申請書の様式はどこでもらえるのか。	山形県ホームページからダウンロードしていただけます（No.４参照）。また、郵送することも可能です。（No.３参照）
3	申請全般	申請書の様式を郵送してもらいたい。	返信先（郵便番号・住所・氏名）を明記し、320円分の切手を貼付した返信用封筒（角形２号）を同封のうえ以下の宛先に請求してください。なお、封筒には「競争入札参加資格審査申請書請求」と朱書してください。 「〒990-8570　山形市松波二丁目８－１　山形県会計局会計課調達担当 あて」
4	申請全般	申請書の様式をダウンロードしたい。	山形県ホームページの次のいずれかの項目から「競争入札参加資格審査申請（物品及び役務）の定期受付」を御覧になり、ダウンロードしてください。 ①事業者(トップページ写真の右上)>目的から探す 入札情報・資格審査等>入札参加資格等(物品・役務) ②県政情報(トップページ写真の右下)>入札情報・資格審査等>入札参加資格等>入札参加資格等(物品・役務)
5	申請全般	申請を受付けする場所はどこになるのか。	・電子申請（やまがたｅ申請を利用）が可能です。詳細は山形県ホームページを御覧いただくか、県庁会計局会計課にお問い合わせください。 ・前回に引き続き、紙申請も可能です。 県内本店の事業者の方…管内の各総合支庁総務課出納室（地域振興局は総務課審査出納担当）に原則として郵送（簡易書留又はレターパック）で提出してください。 ※本店が山形市内にある場合は、県庁会計局会計課でも受け付けます。 県外本店の事業者の方…県庁会計局会計課に原則として郵送（簡易書留又はレターパック）で提出してください。
6	申請全般	営業種目ごとに区分された受付期間とは、営業種目が５つある場合、どの期間に申請すればよいのか。	原則として、第１順位（希望）の営業種目が該当する期間に申請してください。 なお、現在登録されている営業種目１を変える場合、更新ではなく新規での申請として取り扱いますので、既存の登録番号は使用できなくなります。
7	申請全般	どのような書類を添付するのか確認したい。	「物品等競争入札参加資格審査申請要領」の「６　提出書類（３～５頁）」を御覧ください。 （※ 共同企業体の場合は、「11　共同企業体として申請する場合（８頁）」を御覧ください。）
8	申請全般	物品と役務を希望する場合の申請は、２回申請しなければならないのか。	**「１事業者１申請」**となりますので、分けて申請していただく必要はありません。（１事業者につき、複数の申請はできません。）
9	申請全般	県内に本店又は営業所等がないと申請できないのか。	競争入札参加者の資格要件ではないため、県内に本店又は営業所等がなくとも申請は可能です。ただし、物品・役務調達システムの利用者登録については、県内に本店又は営業所等がないと申請できません。
10	申請全般	業務委託（役務）の申請をしたい。	業務委託（役務）の申請は、原則としてこの申請（物品等競争入札参加資格審査申請）による手続きを行ってください。 ただし、建設工事関連役務６種（「除排雪」「道路･河川等に係る維持修繕」「土木施設に係る設備･機器保守点検」「植栽等管理」「支障木伐採」「森林整備」）に係る申請を行う場合は、県庁県土整備部建設企画課（電話023-630-2402）にお問合わせください。
11	申請全般	①建設工事関連役務６種（「除排雪」「道路･河川等に係る維持修繕」「土木施設に係る施設･機器保守点検」「植栽等管理」「支障木伐採」「森林整備」）**以外の役務**を行う場合の申請はどうなるのか。 ②上記役務６種の申請をしたい場合はどうなるのか。 ③提供可能な業種が、上記役務６種と、それ以外と両方ある場合はどうなるのか。	①会計課の所管となりますので、この申請（物品等競争入札参加資格審査申請）による手続きを行ってください。 ②県土整備部建設企画課の所管となりますので、県庁県土整備部建設企画課（電話023-630-2402）にお問合わせください。 なお、建設企画課所管の名簿に登載された場合は、６役務の入札参加時に限り、会計課の名簿への登載が行われたものと見なされます。 ③６役務が含まれる場合は県庁県土整備部建設企画課へ申請し、**６役務以外については会計課所管の名簿への登載されている必要がありますので、会計局会計課にも申請してください。**

令和９・10年度物品等競争入札参加資格審査申請に係るＱ＆Ａ

※申請要領のページ数を指している箇所については、紙申請用の申請要領の目次を指しています。

No	区分	よくあるお問合わせ	回　　答
12	申請全般	建設企画課へ名簿登載申請しようとしたら、受付期間が終了していた場合、どうなるか。	建設企画課所管の名簿登載申請受付期間は、建設工事は令和８年11月１日から11月15日まで、設計・測量・調査・コンサルタント及び工事材料は令和８年11月16日から11月30日までと短期間になっています。この期間を過ぎた場合、建設企画課では受理できません。 令和８年11月１日から令和９年１月31日までの受付期間内には会計課所管の物品及び役務の名簿への登載申請ができますが、この場合、会計課所管の名簿に登載されていることをもって建設企画課所管の名簿に登載されていることとはみなしませんのでご注意ください。
13	申請全般	審査の結果はいつ送付されるのか。	紙申請の方…令和９年３月下旬頃に郵送通知します。 電子申請の方…令和９年３月下旬頃に電子申請システム（やまがたｅ申請）よりメール通知します。
14	申請全般	山形県物品・役務調達システムの利用者登録の更新についてはどうなるのか。	当該システムに利用登録されている方で、この度の受付期間に入札参加資格審査申請を行い、名簿に登載されることとなった場合には、当該システムへの継続利用の申請を行ったものとみなしますので、更新手続きは不要となります。なお、有効期間は名簿登載期間と同様、令和９年４月１日から令和11年３月31日までの２年間となります。
15	参加資格	いつからいつまでの入札参加資格になるのか。	令和９年４月１日から令和11年３月31日まで（２年間）の入札参加資格となります。
16	参加資格	（令和７・８年度名簿未登載者の場合）令和９年４月契約の入札が令和９年３月下旬にある予定だが、この度の申請により入札に参加できるようになるのか。	契約が令和９年４月１日以降の場合でも、入札参加資格の有効期間前の入札に参加することはできません。参加を希望される場合、令和８年度名簿の随時登載申請が別途必要となります。令和９・10年度名簿にすでに申請いただいている場合は、必要な提出資料の一部が省略できる場合がありますので、県庁会計局会計課に御相談ください。
17	参加資格	登録しないと県との取引ができないのか。	競争入札には参加できませんが、随意契約に係る見積合わせには参加できます。
18	参加資格	登録業者の格付け(ランク等）はあるのか。	県庁会計局会計課が管理している資格者名簿には、格付けの概念はありません。
19	参加資格	名簿に登載されると、入札の案内がくるのか。	資格者名簿に登載されても、自動的に、又は直ちに指名等があるという制度ではありません。 また、現在、予定価格300万円超の物品調達、400万円超の印刷物及び200万円超の建物保守管理や廃棄物処理等の業務委託は、条件付一般競争入札で執行していますので、参加を希望される場合は山形県ホームページ等で入札公告を随時確認してください。
20	参加資格	山形県の資格者名簿に登載されると、山形県内の市町村の入札に参加することができるのか。	参加することはできません。山形県内の市町村の入札に参加希望される方は、各自治体にお問合せください。
21	参加資格	共同企業体で申請したいが、資格要件はあるのか。	「物品等競争入札参加資格審査申請要領」の「11　共同企業体として申請する場合（８頁）」を御覧ください。
22	参加資格	入札に共同企業体で参加する場合は、共同企業体としての申請が必要か。	競争入札への参加は資格者名簿に登載されていることが条件となるため、原則として申請が必要となります。ただし入札案件ごとに条件が異なる場合がありますので、案件ごとに御確認ください。
23	申請書	過去に名簿登載されていたが、今回の申請にあたって以前の登録番号を記入するべきか。	申請時点で名簿に登載されていない場合は、新規登載の取扱いとなりますので、登録番号欄は記入しないでください。
24	申請書	様式の枠外に字がはみ出るが構わないか。	欄外の余白を利用して、続けて記載（入力）していただいて構いません。
25	申請書	物品販売の営業種目と、役務の営業種目を選択できるか。	県と取引したい営業種目について、物品販売・役務に関わらず、優先順位の高い順に５つまで選んでいただけます。 なお、記載していただいたもの以外の営業種目の入札の参加資格を制限するものではありません。**（業として１年以上行っていれば選択していない種目でも入札に参加申請できます。）**
26	申請書	①営業種目が５つない場合はどうしたらよいか。 ②営業種目が５つで足りない場合はどうしたらよいか。	①５つ未満の場合、残りの欄は空欄にしてください。 ②５つを超えて記載いただくことはできませんが、「取扱品目」は自由記載ですので、72文字の文字制限の範囲内で記載していただくことは可能です。
27	申請書	「取扱品目」は、記載した営業種目以外の内容は記載できないのか。	自由に記載していただけますが、基本的には記載していただいた営業種目に一致する内容を、具体的に記載してください。
28	申請書	ISO認証を取得していると、何か優遇されるのか。	特段の優遇措置はありませんが、指名競争入札の指名業者選定の際の参考とする場合等があります。

令和９・10年度物品等競争入札参加資格審査申請に係るＱ＆Ａ

※申請要領のページ数を指している箇所については、紙申請用の申請要領の目次を指しています。

No	区分	よくあるお問合わせ	回　　答
29	申請書	「障がい者雇用推進事業主」等と記入していると、何か優遇されるのか。	記入するだけでは優遇されません。 登録すると「県内」の障がい者雇用推進事業主等に対しての優遇措置があります。 詳細については県庁産業労働部雇用・産業人材育成課（電話023-630-2711）にお問合わせください。
30	申請書	代表者の役職名は登記事項証明書に合わせなければいけないのか。	定款などにおいて使用している役職名でも構いません。
31	申請書	従業員数について、１か月を超える期間を定め雇用している派遣社員がいるが含めるのか。	派遣社員は含めなくてよいです。
32	委任状	委任事項を削除する場合は、訂正印が必要か。	不要です。委任を行わない事項を二重線等により削除してください。
33	県内事業所一覧表	なぜ、県内事業所一覧表が必要なのか。	各総合支庁や県の出先機関で執行する入札では、入札参加者の地域を限定して行うことがありますので、この場合の確認等に用いるため提出していただくこととしています。
34	県内事業所一覧表	県外本店で、県内に１箇所の事業所があるが、その事業所長（支店長や営業所長等）を受任者とする場合も提出が必要か。	県内に事業所等がある場合は必ず提出してください。
35	県内事業所一覧表	県内本店のみの場合も提出が必要か。	県内本店のみの場合は提出不要です。
36	県内事業所一覧表	県外本店の法人で、県内に事業所等があるが、その事業所等に委任しない場合は「山形県内に事業所等がない者」と考えてよいか。	委任の有無に関わらず、山形県内に支店又は営業所等の事業所を有する法人の場合は、「県内事業所一覧表（様式第３号）」を提出してください。
37	契約履行実績一覧表	山形県の様式以外でもよいか。	・山形県の様式の内容を全て具備していれば、任意の様式でも結構です。（コピー可） ・実績があっても会社の規則等で提出が難しい場合は提出不要です。（当審査には影響ありません。）
38	許可・認可証等	名簿登載期間中に許認可の期間が満了するが、更新後の許認可証（写し）を提出する必要があるか。	延長後の許認可証（写し）の提出が必要です。この場合、変更手続き（変更届（別記様式第９号）の提出や電子申請）は不要です。
39	財務諸表	決算期を変更したため、直近の決算期間が12か月分ないが、添付する財務諸表はどうすればよいか。	財務諸表については、直近の12か月分の内容が確認できる財務諸表（前期で12か月に満たない場合は前々期分も含む）を提出してください。
40	財務諸表	数か月前、合併により新設した法人のため、決算期に達していないが、財務諸表の提出はどうすればよいか。	合併時の資産を証する書類と被合併法人の決算書類を提出してください。
41	登記事項証明書	代表者が変更になったが、まだ登記が完了していない。提出はどうすればよいか。	・受付期限（１月31日）までに登記が完了し、かつ申請が受付期限までに行える場合は、登記完了後に申請してください。 ・受付期限までに登記が完了しない場合は、現在の登記事項証明書と変更事項を証する株主総会の議事録（又は取締役会の議事録等）を添付し、受付期間内に申請してください。そのうえで、**登記完了次第、すみやかに登記事項証明書を提出してください。**
42	身分証明書	身分証明書は住民票でもよいのか。	住民票とは異なります。市町村で発行する「身分証明書」という、破産の登記をされていない旨の証明書です。
43	納税証明書	未納税額があると登載されないのか。	未納額がある方は登載できません。 ただし、徴収猶予を受けている場合はこの限りではありません。
44	納税証明書	「物品等競争入札参加資格審査申請要領」の【提出書類一覧（４～５頁）】中の⑭個人県民税の納税証明書を市町村に発行申請したが、「県民税はわからない」と言われた場合どうしたらよいか。	「住民税の滞納がない証明書」と御説明ください。

令和９・10年度物品等競争入札参加資格審査申請に係るＱ＆Ａ

※申請要領のページ数を指している箇所については、紙申請用の申請要領の目次を指しています。

No	区分	よくあるお問合わせ	回　　答
45	納税証明書	納税証明書は、指定されている以外の様式のものでもよいか。	不可です。それぞれについて「物品等競争入札参加資格審査申請要領」の【提出書類一覧（４～５頁）】で指定したものの提出をお願いします。 ただし、山形県内各市町村で発行する⑭個人県民税の納税証明書につきまして、未納額が記載されたものが発行された場合、会計局会計課に御相談ください。
46	納税証明書	法人の場合、消費税及び地方消費税の納税証明書は、どこで発行してもらえばよいか。	本店所在地を管轄する税務署で発行されます。
47	納税証明書	個人の場合、 ①消費税及び地方消費税の納税証明書は、どこで発行してもらえばよいか。 ②個人県民税の納税証明書は、どこで発行してもらえばよいか。	①申告先の税務署で発行されます。 ②住所地のある山形県内各市町村税務担当課で発行されます。
48	納税証明書	数か月前に合併により新設した法人のため、まだ税金が課税されていないが、消費税及び地方消費税の納税証明書は必要か。	必要となります。「未納の税額がないことの証明書」を提出してください。
49	暴力団排除に関する誓約書	誓約書を求める理由は何か。	平成23年８月１日に「山形県暴力団排除条例」が施行されたことによるものです。
50	労働保険	個人は労働保険に加入しなくてよいのか。	個人の場合でも、業種や従業員の有無により、加入義務が発生する場合があります。詳細は、労働局に問い合わせをお願いします。